

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例

昭和60年1月11日
 条例第1号
 改正 平成4年4月1日条例第19号

別表第1

		商業地域又は近隣商業地域の場合		周辺地区の場合
(ア)	建築物の用途	建築物の全部を特定用途に供するもの	建築物の全部を非特定用途に供するもの	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの
(イ)	建築物の規模	延べ面積 > 1,000㎡	延べ面積 > 2,000㎡	延べ面積 > 2,000㎡
(ウ)	駐車施設の規模	延べ面積 / 150㎡(台)	延べ面積 / 300㎡(台)	延べ面積 / 150㎡(台)
(エ)	建築物の延べ面積が6,000㎡に満たないときの緩和	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ m}^2 \times (A) - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$ (A) = 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × 1/2		$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積}}{(\text{建築物の延べ面積} \times 2)}$

注1 延べ面積は、特定用途にあつては屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、非特定用途にあつては駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとする。

注2 小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。